

町社会教育施設等の開館・利用並びに
睦沢町教育委員会主催イベント等の実施における
新型コロナウイルス等感染症拡大予防ガイドライン

2020年5月

睦沢町教育委員会

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）、公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（2020年5月14日。以下、「公民館ガイドライン」という。）、公益社団法人日本バス協会の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第1版）」（2020年5月14日。以下、「バスガイドライン」という。）を踏まえ、町社会教育施設等（睦沢町立中央公民館・睦沢ゆうあい館・睦沢町立歴史民俗資料館・公民館バス等をいう。以下同じ。）の開館・利用並びに教育委員会主催イベント等（睦沢町教育委員会主催のイベント等をいう。以下同じ。）の実施における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

目 次

1. 本町における方針	1
2. 感染防止のための基本的な考え方	1
3. リスク評価.....	2
① 接触感染のリスク評価.....	2
② 飛沫感染のリスク評価.....	2
③ 集客施設のリスク評価.....	2
④ 地域における感染状況のリスク評価	2
4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策	3
① 総論	3
② 来館者の安全確保のために実施すること	3
③ イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと	4
④ 施設管理.....	4
⑤ 広報・周知	5
5. 公演等の開催に際して、公演主催者及び教育委員会が講じるべき具体的な対策	6
6. 公民館バスの利用における講じるべき具体的な対策.....	8

1. 本町における方針

対処方針をかんがみ、次の点を踏まえ、町社会教育施設等においても同様の考え方のもと、当該施設を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

① 特定警戒都道府県に千葉県が指定されている場合

感染リスクも踏まえたうえで、以下の感染防止策を講じることを前提に開放する。ただし、感染防止策を講じても感染が避けられない又は感染防止策を講じることができないと判断した場合はこの限りではない。

ア) 入場者の制限や誘導

イ) 手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置

ウ) マスクの着用の徹底

エ) 密閉・密集・密接の「3密」の回避

② 特定警戒都道府県に千葉県が指定されていない場合

町社会教育施設等にクラスターの発生が見られない場合は、①と同じ対策を講じ、開放する。

本ガイドラインでは、提言を参考に場面ごとに具体的な感染予防対策を規定する。

町社会教育施設等を管理する者（以下、「施設管理者」という。）は、本ガイドラインを踏まえ、イベント・講座等の開催に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

各館において開館するかどうかの判断にあたっては、引き続き、千葉県知事からの要請等を踏まえて適切に対応することとする。

また、閉館を継続する場合、町社会教育施設等が地域における住民同士の交流や社会教育の拠点であることを踏まえ、従来行ってきた講座等を受講することができるよう、また、広く地域住民等に対し地域に関する情報等を提供できるよう工夫に努めることとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、各館の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件、いわゆる「三つの密」のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるにあって、以下のリスク評価を行う。また、そのリスクに応じた対策を検討する。

【主な感染経路によるリスク】①接触感染、②飛沫感染

職員等や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

【人の移動によるリスク】③集客施設としてのリスク評価、④地域における感染状況
大規模な人数の移動や、長生・夷隅地域又は県境をまたいだ移動が想定されることを考慮し
リスク評価を行う。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。以下の高頻度接触部位には特に注意する。

- ・テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、マウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり等（以下、高頻度接触部位に関する記載において同じ）

② 飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設のリスク評価

現下の状況にあって館の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、長生夷隅地域又は県域を越えての来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

① 総論

提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することが前提である。

感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、以下のような手段を状況に合わせて講じる。

ア) 来館可能時間、来館可能者数の制限（来館待機列の設置等）

イ) 館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）

ウ) 日時指定の予約

エ) 段階的な利用の開始（はじめは参加者が明らかであるサークル等の団体への貸館とし、段階的に一般への貸館とする等）

オ) 多数での来館の制限 等

特定警戒となっている場合は、リスク評価の結果を踏まえ、千葉県知事からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消・感染拡大防止に向けて、より厳しい来館規制の実施、メールや電話による完全予約制など必要な対応を取ることとする。

「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする（同様に、第三者に町社会教育施設を貸し出して行われるイベント・講座等の開催についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の中止または延期を求める）。

感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、長生保健所との連絡体制を整える。

高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

② 来館者の安全確保のために実施すること

来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来館制限を実施する。

ア) 来館前に検温を行い、37.5度（目安）以上の発熱又は平熱比1度を超過している場合

イ) 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛など普段と異なる症状がある場合

ウ) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ）。

備品の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。

パンフレット等の配布物は手渡して配布しない。

③ イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと

直接手で触れることができる展示物等は展示しない。

館内や館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。

感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。

ア) 速やかに別室へ隔離を行う。

イ) 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。

ウ) 感染者が発生した部屋の換気を行う。

エ) イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

オ) 感染者と接触した職員等及び来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

カ) 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

④ 施設管理

ア) 館内

清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にするため、以下に掲げる工夫等を必要に応じて講じる。特に高頻度接触部位に留意する。

(1) 使用する物品と同様のものを家庭で保有している場合は持参を勧める。

(2) 各部屋のドアを開放したままにする。

(3) 来館者の出入り口は1箇所のみとする。

受付等において、必要に応じてアクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

原則として、来館者の館内での食事は禁止する（水分補給を除く。）。

鼻水、唾液などが付いたゴミは、袋に入れて密閉して縛る。

清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

使用后、使用した部屋の備品、ドアノブ、手すりなど利用者がふれたものや場所については、利用した者が消毒する。

イ) ロビー、休憩スペース

対面での会話を回避する。

間隔を置いたスペースづくりを行う。

常時換気を行う。

テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) 調理実習室

混雑時の入場制限を実施する。

換気を徹底する。

調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。

調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。

エ) トイレ

不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。

洋式トイレにおいては、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ペーパータオルを準備する。

トイレの混雑が予想される場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。

清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

オ) 入館者の人数

中央公民館各室（図書室を除く）、ゆうあい館ホール・会議室、歴史民俗資料館における入館者数は、使用する又は活動する様態に合わせ、次の広さ又は間隔を確保できる人数を目安とする。なお、図書室の入室者数については別に定める。

(1) 会話を伴うもの又は激しい動きを伴うもの 1人あたり5㎡の広さ

(2) 食事を伴うもの 人との間隔を2mとし、対面とならない広さ

(3) 会話・食事を伴わないもの 人との間隔を1m

⑤ 広報・周知

職員等及び来館者に対して、以下について周知する。

ア) 社会的距離の確保の徹底

イ) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

ウ) 健康管理の徹底

エ) 差別防止の徹底

オ) 本ガイドライン及びこれを踏まえた本町における対応方針の徹底

5. 公演等の開催に際して、公演主催者及び教育委員会が講じるべき具体的対策

コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。なお、教育委員会主催のイベントの開催においても同様に実施することとする。

ア) 公演前

各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

イ) 公演等当日

公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。

- (1) 体温管理・衛生管理等を実施する
- (2) マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
- (3) 座席は原則として指定席とする。
- (4) 座席は最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて配置する。
- (5) 睦沢ゆうあい館ホールの催事における使用可能席数は、当面の間、181席とする。
- (6) 睦沢ゆうあい館のホール格納式椅子の座席においては、当分の間、2席開けて配置する。
- (7) 公演等中の来場者同士の接触は控えるよう周知する。
- (8) 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。
- (9) 公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。

公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。

- (1) 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
- (2) マスク着用や手指消毒を徹底する。
- (3) 自宅で検温を行うこととし、37.5度（目安）以上の発熱又は平熱比1度を超過している場合には自宅待機とする。
- (4) スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- (5) スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないようにする。

公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンなど、感染のリスク評価により必要な処置を講じ購買者との間を遮断する。

公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。

座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。

入待ち・出待ちは禁止する。

退場時に来場者に対し、公演等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。

感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、4. ③と同様に取り扱う。

感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

公演後、使用した備品、施設のドアノブ・手すりなど出演者、公演スタッフ、来場者がふれたものや場所については、公演主催者が消毒する。

6. 公民館バスの利用における講じるべき具体的対策

公民館バスの利用においては、バスガイドラインを踏まえ、以下の感染防止策を状況に合わせて講じる。

ア) 乗車人数等の制限

- (1) 乗車人数の目安 大型 20名程度 小型 13名程度
- (2) 乗車位置の制限 運転席裏の座席は使用を禁止し、通路側の席を空け、窓際の席を利用するなど乗客同士の間隔を空ける。

イ) 乗客の制限

次に該当する者の乗車を制限する。

- (1) 乗車前（集合前）に検温を行い、37.5度（目安）以上の発熱または平熱比1度を超過している場合
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛など普段と異なる症状がある場合
- (3) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

ウ) 乗客の感染防止策

- (1) マスクの着用
- (2) 手洗い・手指消毒の徹底

エ) バス運行中の管理

- (1) 乗車前、降車後等にバス内の換気を行う。
- (2) 座席エリアごとの時間差での乗車・降車等の工夫を行う。
- (3) 事業終了時に、乗車後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。

オ) 感染が疑われる者が運行中に発生した場合の対応

- (1) バスの運行は一旦停止し、感染者が疑われる者を付添人がタクシーなどで帰宅させる。ただし、症状が重篤な場合は医療機関へ搬送する。状況により保健所に相談する。
- (2) 対応する者等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- (3) 状況により、バス内の換気を行う。
- (4) 事業等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- (5) 感染が疑われる者と接触した職員等および乗客の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

カ) バス運行後の管理

- (1) 感染が疑われる者が事業等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (2) 使用后、使用した備品、ドアや手すりなど乗客等がふれたものや場所については、消毒する。